

作 品 展 示 会 助 成 要 綱

1. 趣 旨

この要綱は、一般財団法人群馬県老人クラブ連合会（以下「本会」という。）が各郡市老人クラブ連合会の開催する作品展示会（会員が日頃の生活を楽しく豊かにする活動の一環として取り組んでいる趣味や技術・技能を生かした作品を一般に公開展示することにより、仲間づくりや地域社会との交流の場として活用するものである。）を支援するために必要な事項を定めるものである。

2. 主 催

各郡市老人クラブ連合会

3. 期 日

令和3年 4月 1日～令和4年 3月31日

4. 場 所

各郡市老人クラブ連合会にて選定した場所。

5. 作品の種類

書画、彫刻、手工芸品、写真、生け花、盆栽、青果物その他各郡市老人クラブ連合会が認めた作品。

6. 出品規制

- ①会員の自作品であること。
- ②運搬及び管理上、事務の煩わしさを要しないもの。
- ③動物及び危険を伴うものは除く。
- ④その他各郡市老人クラブ連合会が規制したものは除く。

7. 助成金

本会は、作品展示会を開催した各郡市老人クラブ連合会に対し、その経費の一部として10,000円を助成する。（共催・後援は問わない）

8. 事務手続

- ①各郡市老人クラブ連合会で作品展示会を開催する場合には、開催1か月前までに助成申請（様式1）を本会理事長に提出するものとする。
- ②作品展示会が終了したときは、実施報告書（様式2）及び決算書（様式3）を本会理事長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、一般財団法人の設立の日から施行する。